

国民投票法との関係について

国民投票法案は、平成18年5月に与党議員により国会に提出されたが、当初の案は、国民投票の投票権者の範囲を20歳以上の者とするとしていた。しかし、国会における審議の過程で、諸外国の実地調査や文献調査が行われ、その結果、18歳以上の者に国民投票の投票権を与えるのが世界標準であるという認識が幅広く共有され、平成19年3月、与党は、国民投票の投票権者を18歳以上の者とするという修正案を提出し、附則第3条において、国は、この法律が施行されるまでの間に、満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすると定めた。

この附則を設けた理由については、同法案の国会審議における同法案の提出者の答弁等において、①公職選挙法の選挙年齢を戦後20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票権年齢は同じ参政権であることから、一致すべきであること、また、③諸外国においても、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。